

## 愛知県地域防災計画の修正要旨

### 1 地震災害対策計画

#### (1) 東南海・南海地震防災対策推進計画に関する部分

東南海・南海地震防災対策推進計画（以下、「推進計画」という。）は、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第6条に基づき、国の地震防災対策推進基本計画を基本として地域防災計画において定めることが義務づけられている。

推進計画の内容については、東南海地震及び南海地震は現在のところ予知ができないため、突発性の地震と同様の対策が基本であり、これらの対策の大部分は、すでに地域防災計画に記載してある。

別表に、推進計画で定めるべきこととされた事項と、地域防災計画の対応箇所を示してある。

#### (2) 東海地震に係る地震防災対策強化計画に関する部分

東海地震に係る地震防災基本計画が修正されたことにより、内容を一部変更した事項で、主な修正箇所は次のとおりである。

##### 第3編 東海地震に関する事前対策

主な変更内容	新旧表頁
<b>第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報</b> 東海地震注意情報が発表されたときの県民に対する呼びかけ例文の追加と、内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文の変更について記載する。	1 1 ~ 1 2
<b>第5章 発災に備えた直前対策</b> 東海地震注意情報が発表された段階における鉄道や路線バス事業者の措置に対する中部運輸局の支援の実施、及び東海地震注意情報が発表された段階において、日本貨物鉄道が、貨物列車の強化地域への進入を抑止するなどの対応について記載する。 災害拠点病院は、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来を除き、外来診療を原則縮小することについて記載する。	1 4  1 5

#### (3) それ以外に関する部分

##### 第1編 総則

主な変更内容	新旧表頁
<b>第4章 予想される地震災害</b> 平成14年度及び15年度に実施した「東海地震・東南海地震等被害予測調査」の結果の概要について記載する。	3 ~ 4

#### 第4編 災害応急対策

主な変更内容	新旧表頁
<u>第2章 通信の運用</u> 平成15年度に、市町村、県事務所等に衛星V S A T局を整備し、また消防本部、建設事務所、農林水産事務所に衛星T V R O局を整備したことにより、これを利用した情報伝達の方法について修正する。	17

#### 2 風水害災害対策計画

##### 第1編 総則

主な変更内容	新旧表頁
<u>第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</u> 日本赤十字社の予防対策として、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検を実施することを記載する。	2

##### 第3編 災害応急対策計画

主な変更内容	新旧表頁
<u>第9章 医療・助産（医療救護）</u> 医療救護班について、日本赤十字社では、全国で救護班編成数が460班から470班体制になり、また、愛知県立病院のうち、小児健康医療総合センターで1班から2班体制が可能となったことにより12班体制となった。その結果、県内全体では救護班の編成が232班体制となったため、その内容に修正する。	6～7
<u>第29章 放射性物質及び原子力災害応急対策</u> 放射性物質等の事故が起きた場合の通報先に、消防機関を加えるとともに、県のモニタリングに関する記述を追加する。	9
<u>第31章 高圧ガス災害対策、第32章 火薬類災害対策</u> 高圧ガスや火薬類の災害において、海域に災害が波及、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部へ通報する旨を記載する。	10